

平成29年5月18日

保険薬局 各位

一般社団法人青森県薬剤師会

会長 木村 隆次

健康サポート薬局「技能習得型」研修会のご案内

会員の皆様には、平素より当会の会務に対しご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、「健康サポート薬局」制度が厚生労働省告示第29号により、平成28年4月1日より施行されました。「健康サポート薬局」は医薬品医療機器等法（薬機法）に位置づけられ、薬局の業務体制や設備において一定の基準（厚生労働省告示）に適合している薬局は保健所設置者に届出ができます。

この基準の一つに「相談対応や関係機関への紹介に関する研修を終了した薬剤師が常駐」とされています。「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について」の通知では、e-ラーニングによる知識習得型研修22時間+技能習得型研修8時間となっています。

このうち技能習得型研修8時間を平成29年7月16日(日)に下記要項により開催いたします。

この研修は、国が定める研修実施機関（公社）日本薬剤師会の研修協力機関として（一社）青森県薬剤師会が行なうものです。

本年度の研修については平成29年2月15日付で事前予約の申し込みの案内をお送りしたところです。その際に予約申し込みいただいた方に関しては改めての申し込みは不要ですが、申し込み内容の変更及び申し込みの取り消しをされる場合には、県薬事務局へご連絡ください。

また、2月に予約申し込みをされていない方は別紙申込書に記載の上、県薬事務局までお送りください。

なお、日本薬剤師会で実施している知識習得型研修のe-ラーニングにつきましては随時申し込みにより受講できますので、まだ受講されていない方は、技能習得型研修の受講前に受講を済ませておくことをお勧めします。

健康サポート薬局「技能習得型」研修会開催要項

日 時：平成29年7月16日（日）9：00～18：20（昼食は各自ご用意ください）

会 場：青森中央学院大学（青森市横内神田12-1） 講堂

受講料：第1部（研修会A）『健康サポート薬局のための多職種連携研修会』

1万円（ただし、青森県薬剤師会会員は会より半額助成のため5千円）

第2部（研修会B）『健康サポートのための薬剤師の対応研修会』

1万円（ただし、青森県薬剤師会会員は会より半額助成のため5千円）

※申込書は1名につき1通必要です。不足分はコピーするか県薬ホームページからダウンロードして使用してください。

平成29年度

健康サポート薬局技能習得型研修会参加申込書

平成29年 月 日

私は健康サポート薬局の基準について理解の上、技能習得型研修の受講を申し込みます。

氏名	
薬局名	
電話番号	
FAX番号	

該当する項目を○で囲み下線部は数字を記載してください。

① 受講を希望する講習 A講習のみ B講習のみ AB両方
② かかりつけ薬剤師の東北厚生局への届出 あり なし
③ 過去1年間における在宅の実績 あり なし
④ 健康サポート薬局の届出について 既に届出済 届出予定 届出の予定はない 貴薬局の届け出予定時期 平成_____年_____月頃
⑤ 知識習得型eラーニングの受講について 受講済み これから受講予定
⑥ 研修受講希望薬剤師の実務経験 _____年 (常駐する薬剤師の要件として5年以上の薬局での実務経験が必要です。)

申し込み締め切り 平成29年6月23日

ファクス送信先 (一社) 青森県薬剤師会 FAX 017-743-4452